

議案第11号

沖縄県文化財保護指導委員の設置に関する規則の一部を改正する規則について

沖縄県文化財保護指導委員の設置に関する規則の一部を改正する規則を別紙のとおり定める。

平成17年7月20日

沖縄県教育委員会

沖縄県文化財保護指導委員の設置に関する規則の一部を改正する規則

沖縄県文化財保護指導委員の設置に関する規則（昭和51年沖縄県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第105条の2」を「第191条第1項」に改める。

附 則

この規則は、平成17年 月 日から施行する。

規則案の概要説明

教育庁文化課

1 制定の経緯及び必要性

文化財保護法の一部が改正（平成17年4月1日施行）され、条項に移動が生じたことに伴い、沖縄県文化財保護指導委員の設置に関する規則で引用する同法の条項を改める。

2 案の概要

(1) 沖縄県文化財保護指導委員の設置に関する規則で引用する文化財保護法の条項を改める。（第1条）

3 根拠法令

文化財保護法

4 関係各課との調整状況

特になし。

5 添付資料

(1) 新旧対照表

(2) 根拠法令等の参考条文

新旧対照表	
新	旧
○沖縄県文化財保護指導委員の設置に関する規則	<p>○沖縄県文化財保護指導委員の設置に関する規則</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第191条第1項の規定に基づき、沖縄県教育委員会（以下「教育委員会」という。）に基づき、沖縄県教育委員会（以下「教育委員会」という。）に、文化財保護指導委員（以下「指導委員」という。）を置く。</p> <p>第2条～第5条 （略）</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第105条の規定に基づき、沖縄県教育委員会（以下「教育委員会」という。）に基づき、沖縄県教育委員会（以下「教育委員会」という。）に、文化財保護指導委員（以下「指導委員」という。）を置く。</p> <p>第2条～第5条 （略）</p>